

答 申

諮問第15号

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立人に対し、平成26年8月8日付け25海建用第151号で行った保有個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 異議申立てに係る経緯

本件異議申立てに至る経過は、以下のとおりである。

1 開示請求

異議申立人は、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。以下「条例」という。）第16条第1項に基づき、実施機関に対し、平成26年3月28日付けで「和歌山地方法務局に宇東山田周辺の公図訂正申出を行っている。公図訂正原本には、私の土地について、池から出る水路（二線無番地）が区切線を入れられ、分離された公図訂正がなされ、同意されないまま行政財産となった。私の承諾書等全て個人情報開示。」（以下「本件開示請求」という。）と記載された保有個人情報の開示請求を行った。

2 開示決定等期限延長通知及び補正通知

実施機関は、条例第22条第2項に基づき、異議申立人に対し、平成26年4月7日付けで、開示決定等の期限を延長することを通知した。

また、実施機関は、条例第17条第3項に基づき、異議申立人に対し、平成26年5月23日付け、平成26年6月24日付けで、補正通知を2度行った。

なお、異議申立人から補正はなされなかった。

3 本件処分

実施機関は、本件開示請求中、「承諾書」については、作成又は取得していないため、「等全て個人情報」については、特定困

難であるため、平成26年8月8日付けで本件処分を行った。

4 異議申立て

異議申立人は、平成26年8月9日付けで、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すことを求めるものである。

2 異議申立ての理由等

異議申立人が、異議申立書及び意見書並びに審議会における説明及び意見聴取によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 実施機関が平成13年3月23日付け公函訂正の申出を実施するに当たり、異議申立人の承諾書又はそれに代わるものは必要な書類であった。
- (2) 本件開示請求中、実施機関に「承諾書」の提出はしていないが、承諾書に代わるものを実施機関は取得及び保有しており、「等全て個人情報」とは当該承諾書に代わるものを指す。よって、実施機関が取得及び保有している承諾書に代わるものを「等全て個人情報」として開示すべきである。
- (3) 参考となる資料を添付せずに行った補正通知は条例に違反するものである。
- (4) 補正がなされないため本件処分としたことは条例に違反するものである。
- (5) 日頃から実施機関と頻繁に行っている本件開示請求等に係る面会相談より、実施機関が種々の不正行為を行っていることが判明している。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の保有個人情報非開示決定通知書及び理由説明書並びに審議会における説明及び意見聴取によって主張する内容を要約すると、おおむね以下のとおりである。

1 本件開示請求の特定について

本件開示請求中、「等全て個人情報」とは何を指すのか等が不明であったため補正通知を行うも、異議申立人から補正がなされなかったことより、日頃から異議申立人と頻繁に行っている本件開示請求等に係る面会相談を踏まえて、本件開示請求を「実施機関が平成13年3月23日付で行った公図訂正の申出を受けて法務局が行った公図訂正において、異議申立人が所有する池から続く水路に区切線が入れられているが、当該水路に区切線を入れるための公図訂正の申出における異議申立人の承諾書等全て個人情報」と特定した。

2 本件処分について

(1) 本件開示請求中「承諾書」について

公図訂正業務について、公図訂正は法務局で行い、実施機関はあくまで公図訂正の申出を法務局へ行うものである。実施機関が公図訂正の申出を行うに当たり、当該公図訂正の域内の関係者から承諾書を要するか否かについては法務局の要求に従って処理をする。本件については、法務局から公図訂正に係る異議申立人の承諾書は要求されていないため、異議申立人の承諾書は作成又は取得していない。よって、本件開示請求中「承諾書」については作成又は取得していないため本件処分とした。

(2) 本件開示請求中「等全て個人情報」について

本件開示請求について、2度の補正通知を行ったが、異議申立人から補正がなされなかったことを踏まえ、本件開示請求中「等全て個人情報」について、その意味は漠然としており特定困難であるため本件処分とした。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分の妥当性について

(1) 本件開示請求中「承諾書」について

公図訂正の申出における域内の関係者から承諾書を要するか否かについては法務局の要求に従い、本件に係る公図訂正の申出においては、法務局から異議申立人の承諾書を要求されていないことより、異議申立人の承諾書は作成又は取得していないとの実施機関の主張に不合理な点はない。併せて、審議会における説明及び意見聴取時において、異議申立人が本件開示請求中「承諾書」は実施機関へ提出していないと述べていることより、実施機関が「承諾書」を作成又は取得していないとして行った本件処分は妥当であると判断する。

(2) 本件開示請求中「等全て個人情報」について

異議申立人は、「等全て個人情報」について、実施機関が取得及び保有している承諾書に代わるものを開示すべきであり、当該承諾書に代わるものとは本件に係る公図訂正の域内にある異議申立人の所有地に関する裁判記録等であると審議会における説明及び意見聴取時において述べている。しかし、異議申立人は、本件において、実施機関から補正通知があったにもかかわらず「『等全て個人情報』とは『本件に係る公図訂正の域内にある異議申立人の所有地に関する裁判記録等』である」等といった補正をしていない。

このことから本件開示請求中「等全て個人情報」を特定するに当たり、異議申立人から補正がなされていない状況を鑑みると、「等全て個人情報」の意味は漠然としており特定困難であるとの実施機関の主張に疑問はない。よって、実施機関が「等全て個人情報」を特定困難であるとして行った本件処分は妥当であると判断する。

2 補正について

異議申立人は、実施機関が行った補正の参考となる資料を添付しない補正通知は条例違反であると主張する。しかし、条例第17条第3項には、補正通知において、「実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」との努力義務規定があるに過ぎない。よって、実施機関と異議申立人が頻繁に本件開示請求等について相談をしていることを併せて考慮すると、補正の参考となる資料の添付がなくとも、直ちに条例違反とはならない。

また、異議申立人は、補正に応じないため本件処分とすることは条例違反であると主張する。しかし、本件処分は、補正に応じないため行ったものではなく、本件開示請求中「承諾書」については、作成又は取得していないため、本件開示請求中「等全て個人情報」については、特定困難なため本件処分としているものである。

3 結論

以上により、当審議会は、本件処分に関し「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、実施機関が種々の不正行為を行っているとの異議申立人の主張は、本件処分の妥当性の判断に関係しないものであり、当審議会の審議する事柄ではない。

4 付言

上記1の(2)において、実施機関からの補正通知に対し、異議申立人は補正をしていないことが認められる。このことより、異議申立人において、実施機関からの補正通知には真摯に対応することを期待する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年 8月21日	○諮問（実施機関）

平成26年 9月10日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成26年 9月29日	○異議申立人から意見書を受理
平成27年10月30日	○審議
平成27年12月22日	○実施機関からの説明及び意見聴取
平成28年 1月19日	○異議申立人からの説明及び意見聴取
平成28年 2月22日	○審議
平成28年 3月16日	○審議
平成28年 4月15日	○審議